

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年9月30日 19時20分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市小川島南東方沖の平瀬 呼子平瀬灯台から真方位358° 300m付近 （概位 北緯33° 35.1′ 東経129° 54.6′）
事故の概要	漁船満栄丸は、南南西進中、乗り揚げた。 満栄丸は、舵板の曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年10月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 満栄丸、3.8トン SA3-23408（漁船登録番号）、個人所有 10.25m (Lr) × 2.65m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和60年4月28日
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年10月18日 免許証交付日 平成27年3月24日 （平成32年10月17日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に破損、プロペラ翼及び舵板に曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.7m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣り漁の目的で、福岡県福岡市小呂島西方沖の漁場に向けて唐津市呼子港を出港した。 船長は、漁場に向かう途中から天候が悪化し、漁場に着いた後もしばらくの間海上模様を見ていたが、天候の回復が見込めなかったため、漁を行わずに帰港することにした。 本船は、船長が、操縦席に設置した台の上に立ち、操舵室の天井部に設けられた窓から上半身を出した姿勢で、呼子平瀬灯台の明かりを船首目標とし、時折、3海里（M）に設定したレーダー及び約20M先が表示できるように設定したGPSプロッターを見ながら、約10ノットの

	<p>対地速力で、手動操舵により南南西進した。</p> <p>本船は、福岡県糸島市烏帽子島西方沖を通過し、船長が、平瀬に近づいたのでは目視で航行できると思い、レーダー及びGPSプロッターの電源を切り、引き続き呼子平瀬灯台の灯光を見ながら航行していたところ、平成28年9月30日19時20分ごろ突然船尾付近にガタガタという音と振動を生じた。</p> <p>本船は、船長が機関を停止して周囲を確認し、平瀬に乗り揚げたことに気づき、僚船に救援を求めていたところ、さらに風と波に圧流されて干出していた岩場に打ち上げられた。</p> <p>本船は、僚船及び巡視船が来援したものの接近することができず、船長が海上保安庁のヘリコプタで救助された後、10月1日クレーン付き台船で吊り上げられて呼子港まで運ばれ、陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の状況、写真2 本船右舷船尾側の状況、写真3 本船左舷船尾側の状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.3mであった。</p> <p>船長は、日頃平瀬東方沖を航行して呼子港に帰港するようしており、その際レーダー及びGPSプロッターを見ながら呼子平瀬灯台の北方約2Mの場所で針路を平瀬東方沖に向け、その後平瀬南方沖を通過後にレーダー及びGPSプロッターの電源を切るようしていた。</p> <p>船長は、本事故時、居眠りや考え事をしていただけではなく、呼子平瀬灯台の灯光を漠然と見ながら航行し、針路を平瀬東方沖に向けることを忘れていた。</p> <p>船長は、天候が悪く、海上全体に白波が立っていたので、平瀬付近の浅所の存在に気付いていなかった。</p> <p>船長は、本事故後、平瀬の近くまで帰って来たので安心して気が緩んでいたと思った。</p> <p>船長は、9月28日及び29日、天候が悪くて漁を休んでおり、睡眠も十分にとり、疲労等もなく、また、本事故発生当日飲酒や薬の服用もしていなかった。</p> <p>船長は、本事故時、船内に救命胴衣を保管していたが、着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、小川島南東方沖を平瀬に向けて南南西進中、船長が呼子平瀬灯台を漠然と見ていて、平瀬北方沖で平瀬東方沖に向けて変針することを忘れていたことから、平瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長が、烏帽子島西方沖を通過後にレーダーやGPSプロッターの電源を切らずに船位を確認しながら航行していれば、本事故を防止で</p>

	きた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、小川島南東方沖を平瀬に向けて南南西進中、船長が呼子平瀬灯台を漠然と見ていて、平瀬北方沖で平瀬東方沖に向けて変針することを忘れていたため、平瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた海域を航行する場合においても、適宜レーダーやGPSプロッターを使用して船位の確認を行うこと。 ・航海中は、レーダーやGPSプロッターの警報機能等を利用すること。

付図1 事故発生経過概略図

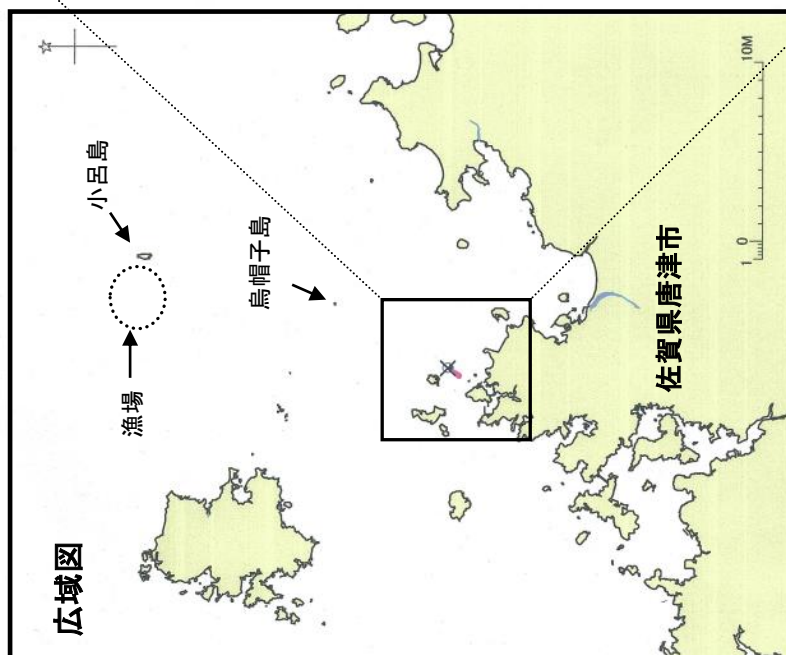
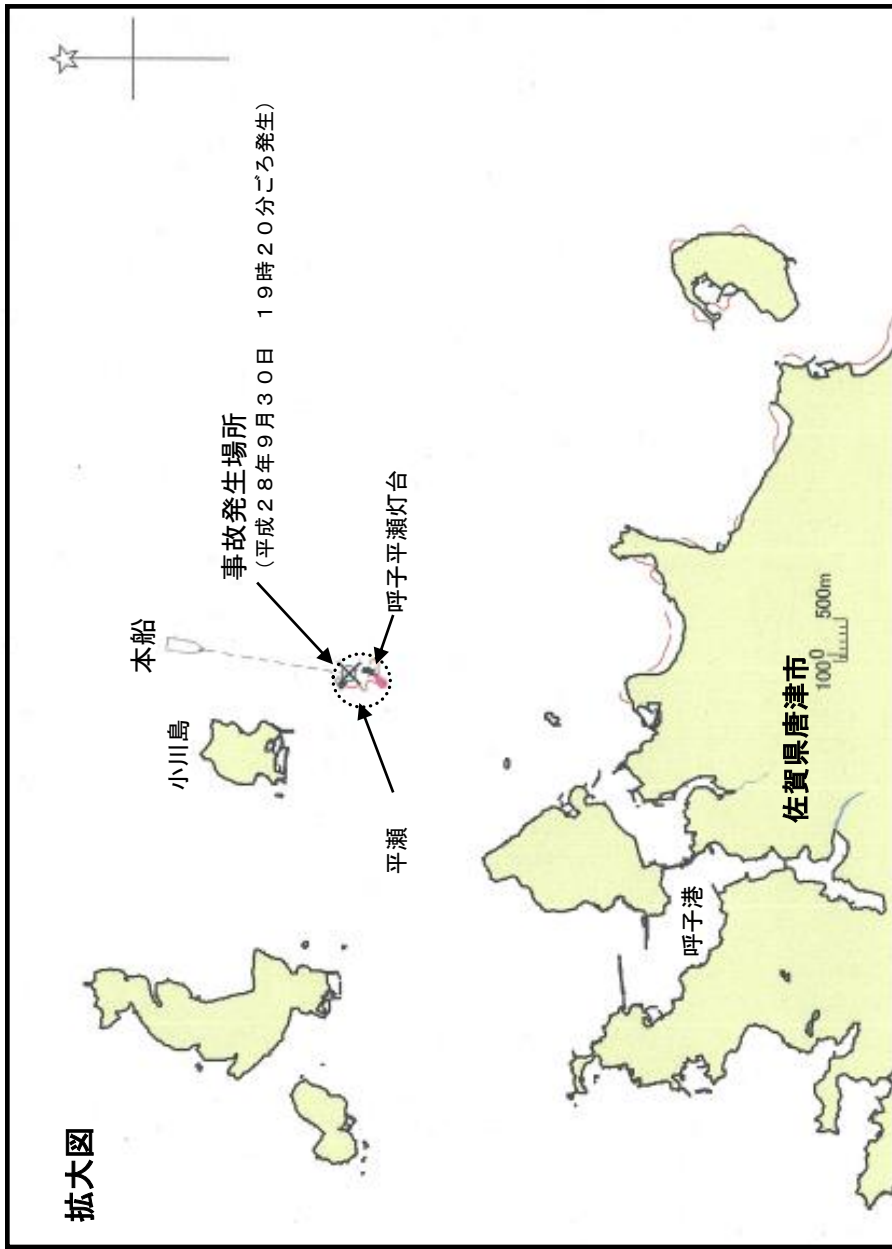


写真1 本船の状況



外板剥離

写真2 本船右舷船尾側の状況



曲損

破口

写真3 本船左舷船尾側の状況

